

庁内連携システムを使用して移転する場合の移転先一覧

番号	提供先	①法令上の根拠	②移転先における用途	⑥移転方法
1	防災安全対策課	秋田市個人番号の利用に関する条例(平成27年12月21日条例第56号)第4条(個人番号の利用範囲)	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務政令で定めるもの	庁内連携システム
2	市民税課	秋田市個人番号の利用に関する条例(平成27年12月21日条例第56号)第4条(個人番号の利用範囲)	・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査に関する事務であって主務省令で定めるもの	庁内連携システム
3	資産税課	秋田市個人番号の利用に関する条例(平成27年12月21日条例第56号)第4条(個人番号の利用範囲)	・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による固定資産税の賦課徴収又は固定資産税に関する調査に関する事務であって主務省令で定めるもの	庁内連携システム
4	国保年金課	秋田市個人番号の利用に関する条例(平成27年12月21日条例第56号)第4条(個人番号の利用範囲)	・国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ・年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ・国民年金法による国民年金の受付に関する事務であって主務省令で定めるもの	庁内連携システム
5	後期高齢医療課	秋田市個人番号の利用に関する条例(平成27年12月21日条例第56号)第4条(個人番号の利用範囲)	・高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	庁内連携システム
6	福祉総務課	秋田市個人番号の利用に関する条例(平成27年12月21日条例第56号)第4条(個人番号の利用範囲)	・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	庁内連携システム
7	障がい福祉課	秋田市個人番号の利用に関する条例(平成27年12月21日条例第56号)第4条(個人番号の利用範囲)	・身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの ・知的障害者福祉法による障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及びこれらの法律に基づく条例による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務及び自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施等に関する事務であって主務省令で定めるもの ・児童福祉法による障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ・障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ・秋田市福祉医療費支給要綱及び秋田市福祉医療費支給事務取扱要領に基づく福祉医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ・秋田市心身障害者扶養共済制度掛金給付要綱に基づく給付金の給付に関する事務であって主務省令で定めるもの ・日本放送協会放送受信料免除基準に基づく放送受信料免除に関する事務であって主務省令で定めるもの	庁内連携システム
8	保護第一課 保護第二課	秋田市個人番号の利用に関する条例(平成27年12月21日条例第56号)第4条(個人番号の利用範囲)	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	直接参照
9	介護保険課	秋田市個人番号の利用に関する条例(平成27年12月21日条例第56号)第4条(個人番号の利用範囲)	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収等の介護保険業務に関する事務であって主務省令で定めるもの	庁内連携システム
10	健康管理課	秋田市個人番号の利用に関する条例(平成27年12月21日条例第56号)第4条(個人番号の利用範囲)	・秋田市福祉医療費支給要綱及び秋田市福祉医療費支給事務取扱要領に基づく福祉医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及びこれらの法律に基づく条例による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ・精神保健及び精神保健福祉に関する法律による措置入院患者の費用の徴収及び医療保護入院患者の入院又は更新等、精神保健福祉業務に関する事務であって主務省令で定めるもの ・日本放送協会放送受信料免除基準に基づく放送受信料免除に関する事務であって主務省令で定めるもの ・予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	庁内連携システム

番号	提供先	①法令上の根拠	②移転先における用途	⑥移転方法
11	保健予防課	秋田市個人番号の利用に関する条例(平成27年12月21日条例第56号)第4条(個人番号の利用範囲)	・健康増進法に基づく栄養指導、保健指導又は検診及び健康診査に関する事務であって主務省令で定めるもの	庁内連携システム
12	子ども福祉課	秋田市個人番号の利用に関する条例(平成27年12月21日条例第56号)第4条(個人番号の利用範囲)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ・児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ・母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの ・児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ・秋田市子ども福祉医療費支給要綱及び秋田市ひとり親家庭等児童福祉医療費支給要綱に基づく福祉医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ・秋田市子育て短期支援事業実施要綱に基づく夜間養護等に関する事務であって主務省令で定めるもの ・秋田市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱及び秋田市高等職業訓練促進給付金事業実施要綱に基づく給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 	庁内連携システム
13	子ども育成課	秋田市個人番号の利用に関する条例(平成27年12月21日条例第56号)第4条(個人番号の利用範囲)	・子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は子育てのための施設等利用給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	庁内連携システム
14	子ども健康課	秋田市個人番号の利用に関する条例(平成27年12月21日条例第56号)第4条(個人番号の利用範囲)	・母子保健法及び児童福祉法による妊娠の届出、母子健康手帳の交付、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、小児慢性特定疾病児の医療給付及び日常生活用具の支給、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	直接参照